

2017年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

平成29年5月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

不公正貿易報告書と取組方針について

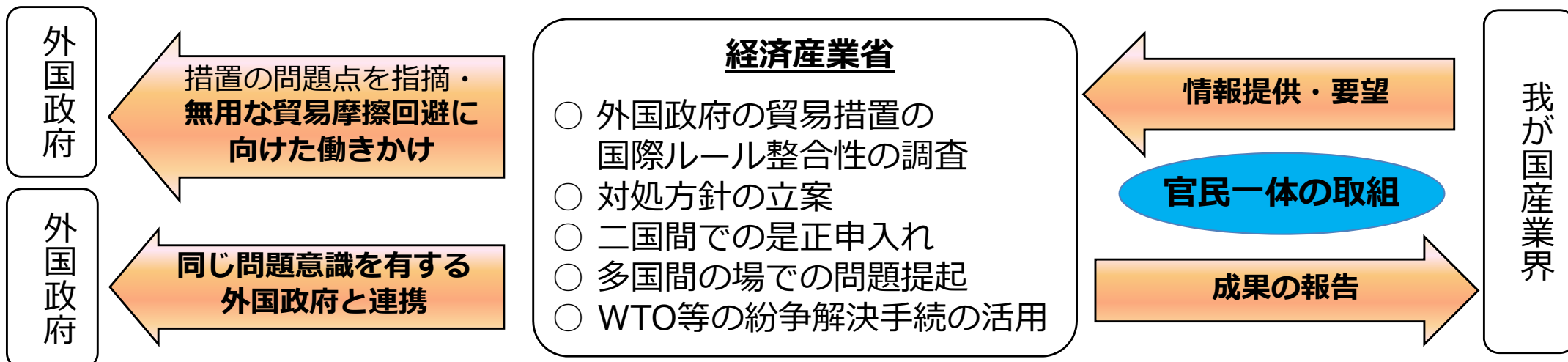
- 経済産業省は、産業界からの情報等に基づき、国際ルールと整合的でない外国政府の措置について情報収集を行い、不公正貿易報告書及び取組方針に掲載して、取組を強化している。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- 外国政府の貿易措置について、専門家（**産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会**。委員長：木村福成 慶應大学教授）が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。
- 1992年以来、毎年公表（2017年版で26回目）。**今年は5月23日に公表。**
- 米国（外国貿易障壁報告書）、EU（貿易・投資障壁報告書）も、同様の報告書を定期的に公表。

「経済産業省の取組方針」

- 「不公正貿易報告書」が問題点を指摘した貿易措置のうち、その是正に向けて特に優先的に取り組む案件を掲載。あわせて、当該案件に関する取組状況及び成果を公表。
- 我が国産業界及び同一関心を有する外国政府との連携も促進。



2017年版不公正貿易報告書のポイント

- 当省関係ではW T O / D S 案件は3件（この他對韓国水産物ケース）。いずれも新興国。
- 中国、米国、韓国、インド等で、A D 措置を中心に新たな問題措置。
- 新規特集記事では、市場経済国問題、Brexitの法的側面等を説明。

W T O / D S 案件

○インド：熱延コイルに対するセーフガード（S G）措置

2016年12月に協議要請。
2017年4月にパネル設置。

○韓国：空気圧バルブに対するアンチダンピング（A D）課税

2016年3月に協議要請。
2016年7月にパネル設置。

○ブラジル：工業品税の内外差別的な制度・運用

2015年7月に協議要請。
2015年9月にパネル設置。
パネル会合は終了。

新たな問題措置

- ・中国：P V D Cポリマーに対するA D調査
- ・米国：厚板に対するA D調査
- ・韓国：ステンレススチール棒鋼に対するA Dサンセットレビュー
- ・インド：冷延鋼板、熱延コイル、熱延厚板に対するA D課税
- ・インド：レゾルシノールに対するA D調査
- ・インド：I T製品関税引上げ
- ・インド：最低価格輸入制度
- ・トルコ：タイヤ関税評価措置及び輸入追加関税措置

新規特集記事




- 對中国アンチダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）
- 英国のE U離脱（Brexit）と通商ルール
- セーフガード措置発動ルールの考察
- 国有企業に対する規律強化の試み
- 電子商取引のルールの新たな流れ
- 正当化事由としての「公德」・「公序」の役割

不公正貿易報告書に基づく経済産業省の取組方針



- 2016年版で取り上げたインドネシアの輸出制限措置や中国のA D措置は改善。
- 2017年版では産業界の関心も高い韓国のAD措置や中国サイバ-セキュリティ法を掲載へ。

2016年版取組方針掲載案件




(1) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  インド：熱延コイルに対するSG措置
-  中国：銀行業IT機器セキュリティ規制
-  インドネシア：鉱物資源輸出制限措置

(2) WTO紛争解決手続を開始したもの




-  韓国：空気圧バルブに対するAD課税措置
-  ブラジル：工業品税の内外差別的な制度・運用

(3) WTO勧告の早期履行を求めていくもの




-  中国：日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置
-  アルゼンチン：幅広い品目に対する輸入制限措置
-  米国：ゼロイング など

2017年版取組方針掲載案件



(1) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  韓国：ステンレススチール棒鋼に対するADサンセットレビュー【新規掲載】
-  中国：銀行業IT機器セキュリティ規制
-  中国：サイバ-セキュリティ法【新規掲載】

(2) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  インド：熱延コイルに対するSG措置
-  韓国：空気圧バルブに対するAD課税措置
-  ブラジル：工業品税の内外差別的な制度・運用

(3) WTO勧告の早期履行を求めていくもの

-  アルゼンチン：幅広い品目に対する輸入制限措置
-  米国：ゼロイング など

措置の撤廃、見直し等、改善が見られた。

日米でのエンフォースメント協力及び「通商法務官オフィス」の設置

- 日米首脳は、自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することで一致（2017年2月10日 日米首脳会談共同声明）。
- 4月の日米経済対話や、世耕経産大臣とロス米国商務長官との会談において、第三国の不公正な貿易慣行の是正等に向けて、W T O紛争解決手続の活用等を念頭に、通商ルールの執行（エンフォースメント）を日米での協力を進めていくことで一致。
- 経済産業省でも、4月18日付けで、「通商法務官オフィス」（General Counsel Office）を設置し、その下に通商弁護士等からなる約20人のチームを組織し、エンフォースメント体制を強化した。

○日米経済対話（初回会合）（外務省プレスリリース）

「麻生副総理より、... 第三国の不公正な貿易慣行の是正に向けて、W T Oの紛争解決手続の活用等を念頭に、外務省の紛争解決部門、経済産業省に新設された通商法務官チームを含め、日米関係当局間の連携をこれまで以上に緊密にしていきたい旨述べた。」

○世耕経済産業大臣とロス米国商務長官の会談（経済産業省プレスリリース）

「本日付けで、経済産業省に「通商法務官オフィス」を設置し、通商弁護士等からなる約20人のチームを組織しました。今後、米国商務省や、U S T RのGeneral Counsel Officeとも連携し、共同でエンフォースメント協力を進めていくことを確認しました。」

（参考）現在日米が協力しているW T O紛争解決手続の案件（例）

案件	概要	状況
市場経済国問題 【応訴】	米国が、対中アンチダンピング調査において、昨年12月の中国加盟議定書の一部失効後も引き続き第三国価格を使用する方針を示したことを受けて、中国が米国に対して協議要請。我が国も第三国価格は引き続き使えるとの立場に立って、第三国参加。	【米中間で係争中】 2016/12/12 中国が米国に対して協議要請

(参考) 2017年版不公正貿易報告書のポイント① WTO/DS案件

- 当省関係では、現在、3件の当事国案件について、WTO紛争解決手続で係争中。

○インド 熱延コイルに対するセーフガード (SG) 措置

- ・ インド政府は、自動車、建材向けの熱延コイルに対し、2015年9月にSG調査を開始し、同月から暫定課税、2016年3月から本課税を開始した。
- ・ 本措置は、SG措置の発動要件及び手続要件を満たしておらず、WTOルール (SG協定等) に違反している可能性が高い。

○韓国 空気圧バルブに対するアンチダンピング (AD) 課税

- ・ 韓国政府は、日本製空気圧伝送用バルブに対して、2014年2月、AD調査を開始し、2015年1月に課税を最終決定、8月に課税を開始した。
- ・ 本措置は、ADを発動する際に必要な、価格に影響を与える具体的競争関係の存在の認定の要件を満たしておらず、WTOルール (AD協定) に違反している可能性が高い。

○ブラジル 工業品税の内外差別的な制度・運用

- ・ ブラジル政府は、自動車に対する工業品税の引き上げや、自動車・情報通信機器等について国内での生産・投資及びローカルコンテンツに関連づけた税制恩典措置の導入等を実施。
- ・ WTOルール (GATTの内国民待遇義務、輸出補助金の禁止) に違反する可能性が高い。

(参考)2017年版不公正貿易報告書のポイント②－ 1 新たな問題措置

- 問題のあるA D措置が増加している。

○中国 PVDCポリマーに対するA D調査

2016年4月、調査開始された日本産PVDCポリマーに対するAD調査は、国内産品の価格の押下げが対象産品の輸入によるものであること及び対象産品の著しい増加がないにもかかわらず国内産業に損害を及ぼしていることについて合理的な理由が示されておらず、A D協定違反の可能性が高い。

○米国 厚板に対するA D調査

2016年4月、米国が調査開始した日本等産の厚板に対するAD調査は、対象産品の中にいわゆる工具綱が含まれるが、工具綱はその他の厚板とは成分、用途、価格帯が異なっているため、両者の市場における競争関係を慎重に判断すべきであり、AD協定違反の可能性が高い。

○インド 冷延鋼板、熱延コイル及び熱延厚板に対するA D課税

2016年8月、インド政府は、日本等産の冷延鋼板、熱延コイル及び熱延厚板を対象として、暫定A D税を賦課するとの仮決定を行った。仮決定では、物理的特性、使用目的、価格帯などで異なる幅広い産品が対象産品とされており、国内産品に対する量的及び価格的な影響が具体的に検討されていないこと等、A D協定違反の可能性が高い。

○インド レゾルシンに対するA D調査

2016年10月、インド政府が調査開始した日本等産レゾルシンに対するA D調査は、調査申請者のレゾルシンの製造過程及び製造費用は、日本の輸出企業のそれらとは異なるにもかかわらず、調査申請者が自らの製造費用を用いてダンピングマージンを計算していること等、A D協定違反の可能性が高い。

○韓国 ステンレススチール棒鋼に対するA Dサンセットレビュー

2016年6月、韓国政府が日本等製ステンレススチール棒鋼を対象としたサンセットレビューを開始。正当な理由のない累積評価が行われる見込みであること、日本製品に対するAD措置を継続しなければ損害が存続又は再発する可能性があるとはいえないこと等、A D協定違反の可能性が高い。

(参考)2017年版不公正貿易報告書のポイント②－2 新たな問題措置

- W T O 譲許税率を超えた関税引き上げなど、基本的な問題も起きている。

○インド I T 製品に対する関税引き上げ

インド政府は、I T A（情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言）に基づき I T 製品の W T O 譲許税率を無税と定めているにも関わらず、2016年3月から、行政通達により I T 製品（一部の通信機器等）について 10%の関税引き上げを行っており、GATT第2条に違反している可能性が高い。

○インド M I P

2016年2月鉄鋼製品173品目に最低輸入価格（MIP）を設定し、当該MIP未満の輸入を禁止・制限する制度を6ヶ月間の時限措置として導入した。2016年8月に66品目に縮小して期間を延長し、2016年10月にさらに2ヶ月延長した。当該措置は、輸入数量制限の一般的廃止を規定した G A T T 11条違反の可能性が高い。なお、本措置は、我が国が二国間協議要請を行った後、2017年2月に失効し、延長されなかったため、結果的に撤廃となった。

○トルコ タイヤ関税評価措置及び輸入追加関税措置

トルコ政府は、2016年5月から、5ドル/kgを超えないタイヤ製品に対する輸入監督措置を導入し、5ドル/kg未満の製品の関税評価額を関税評価単位（5ドル/kg）に補正して課税しており、関税評価について規定するGATT第7条及び関税評価協定違反の可能性が高い。

また、2016年9月から導入されている追加関税措置と相まって、5ドル/kg未満の製品については、実行税率が W T O 譲許税率を超えており、GATT第2条違反の可能性が高い。

※なお、関税評価措置については、本年4月に改善措置が適用されたため、一部解決済み。

(参考)2017年版不公正貿易報告書のポイント③ – 1 新規特集記事

- 最近の政策的課題にルール上の観点からアプローチする新規特集記事を掲載。

○対中国アンチダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）

中国加入議定書に基づく、対中国アンチダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）について、昨年12月11日に根拠規程が一部失効したことを受けた、各国の対応について言及する。

○英国のEU離脱（Brexit）と通商ルール

英国のEU離脱について、離脱後の英国のWTO上の地位、譲許表等の確定に必要な手続き等について、法的分析等を行う。

(参考)2017年版不公正貿易報告書のポイント③－2 新規特集記事

- W T O / D S や経済連携協定を通じたルール形成を整理。

○「セーフガード措置発動ルールの考察～過剰生産能力問題等を背景として～」

セーフガード（SG）の発動件数は、鉄鋼分野における過剰生産能力問題等を受けて、近年増加傾向にあるが、条文及び判例上、SG発動が許されるための輸入増加の原因には一定の限界があるとされている。輸入増加の原因を問うことの意義とともに、発動が許される輸入増加の原因の内容を考察する。

○「国有企業に対する規律強化の試み」

国有企業に対して、国家が与える各種優遇措置・競争上の優位性に由来する競争歪曲効果（悪影響）が問題となっているが、現在の貿易ルールでは限界があることから、規律強化が試みられている。最近締結されたT P Pで追加された非商業的援助規律について、W T O補助金協定との関係を整理しつつ、その意義を明らかにする。

○「電子商取引のルールの新たな流れ」

電子商取引に関するルール形成について、W T O等の国際機関や、経済連携交渉等、さまざまな場でのこれまでの議論を踏まえ、今後の流れを検討する。特に、T P Pの3本柱、データの越境流通、サーバーの設置要求、ソースコード開示要求の禁止の各条項の導入にも言及しながら、M C 1 0後のルール形成へとつながる潮流を整理する。

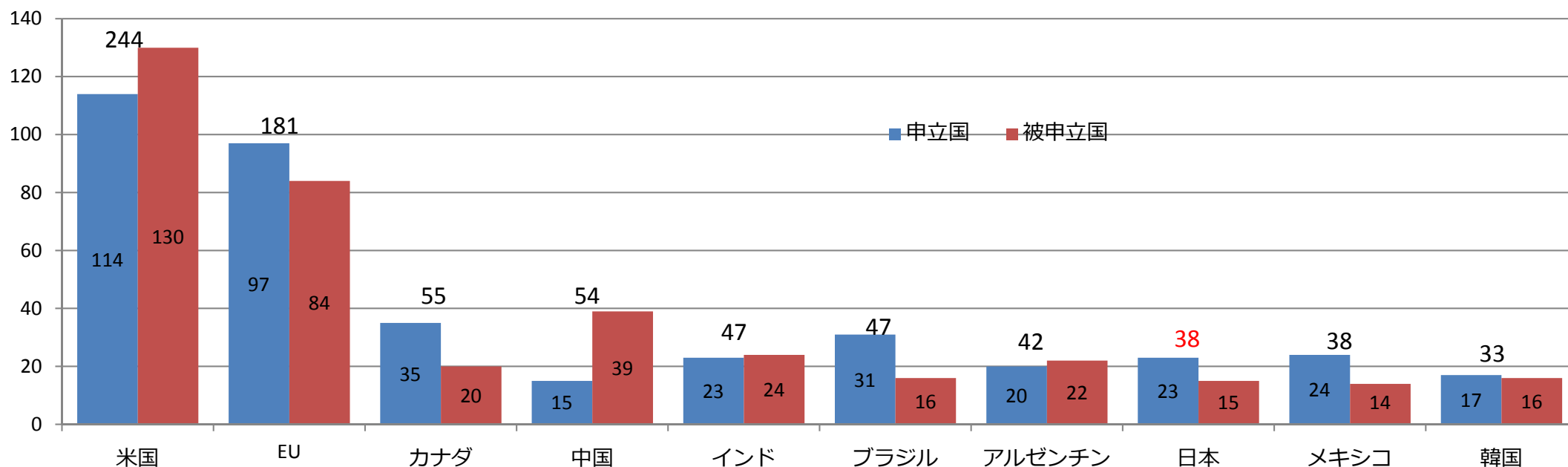
○「正当化事由としての「公德」・「公序」の役割」

GATT及びGATS上の正当化事由は限定列挙事由であるが、そのうち「公德の保護」・「公序の維持」は、広範囲な射程を持ちうる概念であり、実質的なキャッチオール規定となる可能性を秘める。近年の先例の判示を踏まえ、同事由の射程の限界や、濫用的な主張に対抗するためのポイントを考察する。

(参考) 各国のWTO紛争解決手続 (DS) 利用状況

- 二国間協議要請・被要請を合わせて、DS利用件数の上位は米国、EU、カナダ。
- 途上国（ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インド等）も、積極的にDSを活用。
- 近年、要請・被要請とも、中国関連の事案が増加している。（2001年のWTO加盟以来およそ15年にして、既に世界第4位のDS利用件数。）

(件数)



	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	合計
要請	1	3	1	1	2	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	3	2	0	2	2	23
被要請	4	4	3	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15

(参考) 我が国がWTO紛争解決手続に付託した事案

- 係争中の4件を除く19件中、18件で我が国の主張に沿った解決がなされている。

案件名	協議要請	パネル設置	報告書採択	結論
1. 米国通商法301条に基づく一方的措置(DS6)	1995.5	－	－	二国間合意により終了(1995.7)
2. ブラジル自動車政策(DS51)	1996.7	－	－	協議中断(ブラジルが事実上措置撤廃)
3. インドネシア自動車政策(DS55, 64) ※1件とカウント	1996.10	1997.6	1998.7(パネル)	我が国の主張容認
4. 米国の地方政府の調達手続問題(DS95)	1997.10	1998.10	－	パネル消滅(2000.2)(米国内で違憲判決)
5. カナダの自動車政策に係る措置(DS139)	1998.7	1999.2	2000.6(上級委)	我が国の主張容認
6. 米国の1916年アンチ・ダンピング法(DS162)	1999.2	1999.7	2000.9(上級委)	我が国の主張容認
7. 米国の日本製熱延鋼板に対するAD措置(DS184)	1999.11	2000.3	2001.8(上級委)	我が国の主張容認
8. 米国1930関税法改正条項(バード修正条項)(DS217)	2000.12	2001.9	2003.1(上級委)	我が国の主張容認
9. 米国サンセット条項(DS244)	2002.1	2002.5	2004.1(上級委)	我が国の主張容認されず
10. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS249)	2002.3	2002.6	2003.12(上級委)	我が国の主張容認
11. 米国のゼロイング方式による不当なダンピング認定(DS322)	2004.11	2005.2	2007.1(上級委)	我が国の主張容認
12. " (DS322)(履行確認パネル)	2008.4	2008.4	2009.8(上級委)	我が国の主張容認
13. EUのIT製品の関税上の取扱い(DS376)	2008.5	2008.9	2010.8(パネル)	我が国の主張容認
14. カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置(DS412)	2010.9	2011.7	2013.5(上級委)	我が国の主張容認
15. 中国のレアアース等輸出制限(DS433)	2012.3	2012.9	2014.8(上級委)	我が国の主張容認
16. アルゼンチンの輸入制限措置(DS445)	2012.8	2013.1	2014.1(上級委)	我が国の主張容認
17. 中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置(DS454)	2012.12	2013.5	2015.10(上級委)	我が国の主張容認
18. ロシアの自動車廃車税制度(DS463)	2013.7	－	－	協議中断(2014年1月、措置是正)
19. ウクライナ自動車セーフガード措置(DS468)	2013.10	2014.3	2015.7(パネル)	我が国の主張容認
20. 韓国の日本産水産物等の輸入規制(DS495)	2015.5	2015.9		パネル設置
21. ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について(DS497)	2015.7	2015.9		パネル設置
22. 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置(DS504)	2016.3	2016.7		パネル設置
23. インドの熱延コイルに対するSG措置(DS518)	2016.12	2017.4		パネル設置